



総務省

資料20－3

郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方 について

令和8年9月
郵政行政部

- 情報通信審議会答申(令和7年7月31日)や、令和8年6月に成立した郵政民営化法等の一部改正法では、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策に係る検討が政府(総務省)に対して求められている。また、同法では、「基盤的サービス提供業務」の日本郵便(株)の本来業務化など、郵便局がこれまで以上に地域を支援する役割を果たしていくことが求められている。
- 日本郵政グループも、本年5月に公表した中期経営計画に掲げる事業構造の見直しの中で、郵便サービスの持続的提供のためのサービス水準の見直しを要望し、また、郵便局が地域の生活を支える拠点としての機能を発揮することとしている。
- こうした状況を踏まえ、「郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策」及び「郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方」について、情報通信審議会に諮問する。

諮問事項と主な論点

1. 郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策【郵便事業政策委員会で検討】

- (1) 利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方
(ユニバーサルサービスとしての郵便に対するニーズの再確認及びそれを踏まえた郵便サービスの水準や種類の在り方等)
- (2) 今後の郵便ネットワークの維持に向けた課題及びその対応
(条件不利地域における持続可能な引受・配達方法等の在り方等)

2. 郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方【郵便局活性化委員会で検討】

- (1) 郵便局を活用して行うことが期待される地域生活を支えるサービス内容
(郵便局/日本郵便(株)が行い得るサービスのニーズ及び提供体制の確認・把握)
- (2) 当該サービスの提供・推進の在り方
(これまでの提供状況からみた課題、郵便局を取り巻く環境の変化に応じたサービスの提供の在り方、費用負担の在り方、日本郵便(株)、総務省において必要な取組)

答申を希望する時期 令和9年夏頃 **目途**

本委員会での今後の検討スケジュールはp.30参照。

郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方 答申(令和7年7月31日情報通信審議会)

第3章 今後検討すべき事項等

(2) 郵便事業に係る今後の検討課題等

人口減少やデジタル化の進展、人件費・物価の上昇等といった郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえ、利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方、今後の郵便ネットワークの維持に向けた課題及びその対応等の観点から、持続可能な郵便事業の在り方について、今後、総務省において、専門家等の参画も得ながら、利用者を含む関係者の意見も適切に聴取しつつ、検討を行うことが望ましい。

郵政民営化法等の一部を改正する法律(令和8年法律第50号) 附則

(検討)

第二条 (略)

2 政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、郵便事業の安定的かつ持続的な運営を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

郵政民営化法等の一部を改正する法律による改正後の日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一～七 (略)

八 前各号に掲げる業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で行う次に掲げる業務

イ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

ロ 基盤的サービス提供業務(イに掲げるものを除く。)

ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

2～7 (略)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・令和8年5月28日)

一～三 (略)

四 利用者の利便性向上及び過疎地におけるアクセスを確保するため定形郵便物の重量計測業務を含め郵便物の引受業務をコンビニエンスストアに委託することの可否について、日本郵便株式会社及び関係事業者と連携して検討を行うこと。

日本郵政グループ中期経営計画(令和8年5月15日)

Ⅲ. 新中期経営計画における重点戦略

1. 郵便・物流事業の構造改革③今後の郵便サービスの持続的提供のための見直しの検討

郵便サービスの持続的な提供のため、徹底的なコスト削減と収益拡大の取組を進める。その上で、ニーズやコスト等を踏まえて各種郵便サービスの料金の見直しを検討、また、サービス水準の見直しを要望

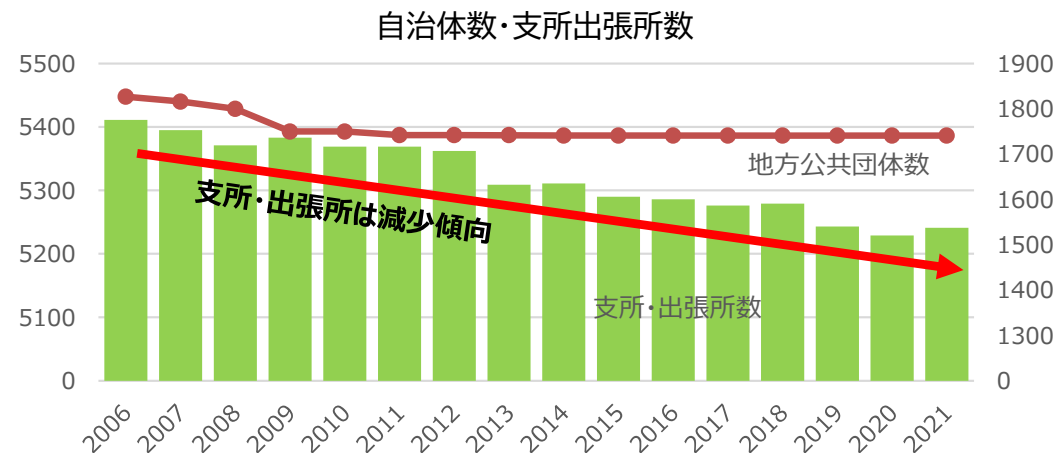
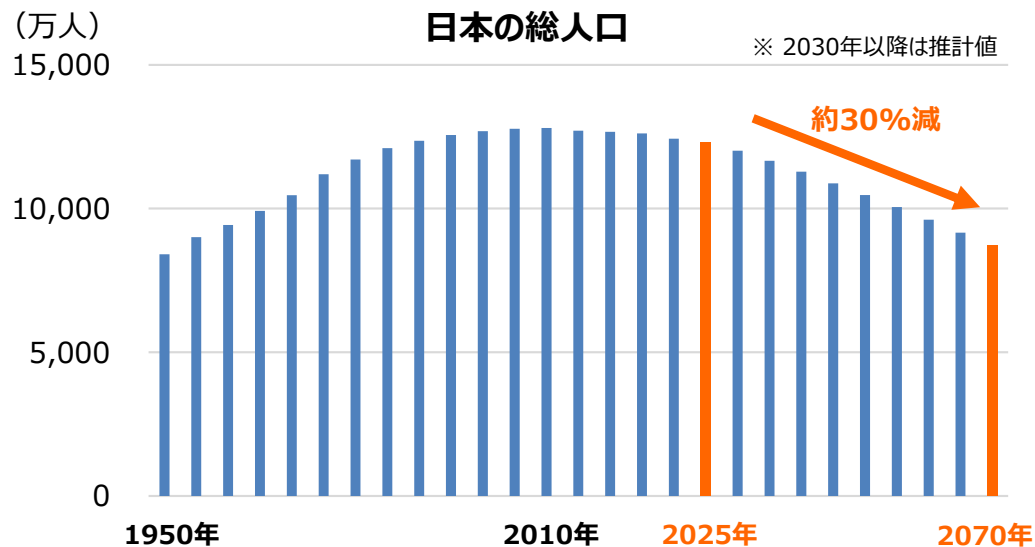
2. 郵便局窓口事業の構造改革②生活サポートサービスの展開

地域のニーズに応じた地域のインフラ維持機能や、お客さまのニーズやライフステージに応じてお客さまの暮らしを支えるサービスを提供することで、地域の生活を支える生活サポート拠点としての機能を発揮

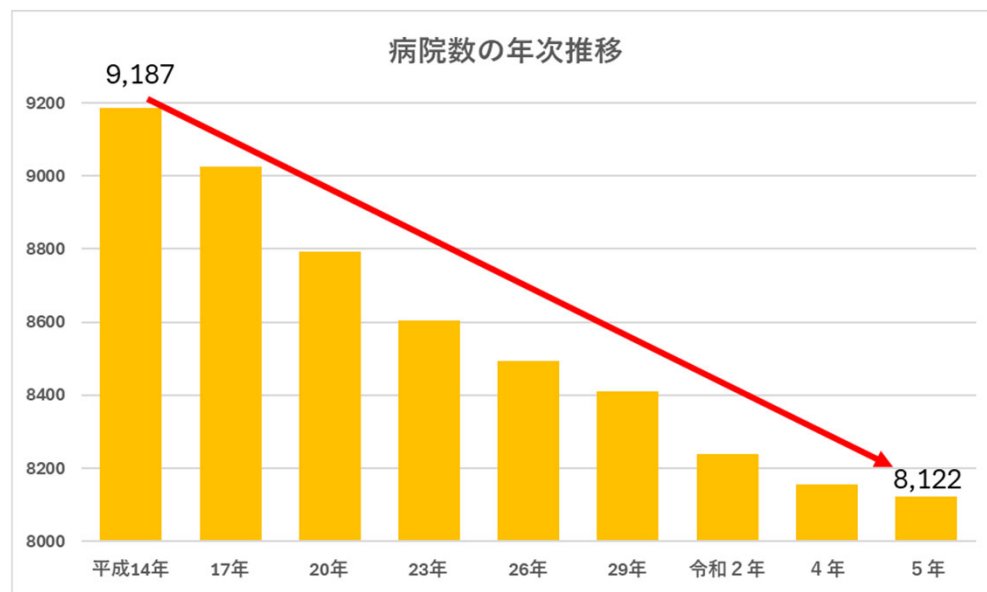
1. 社会環境の変化と日本郵便(株)・郵便局の現状

少子高齢化・人口減少による生活インフラの撤退

- 少子高齢化・人口減少に伴い、地域では**自治体支所や銀行、商店、医療機関**といった**生活インフラの撤退**が進んでいる。



出典:総務省「公共施設状況調経年比較表」



出典:厚生労働省「令和5(2023)年医療施設調査」より総務省にて作成

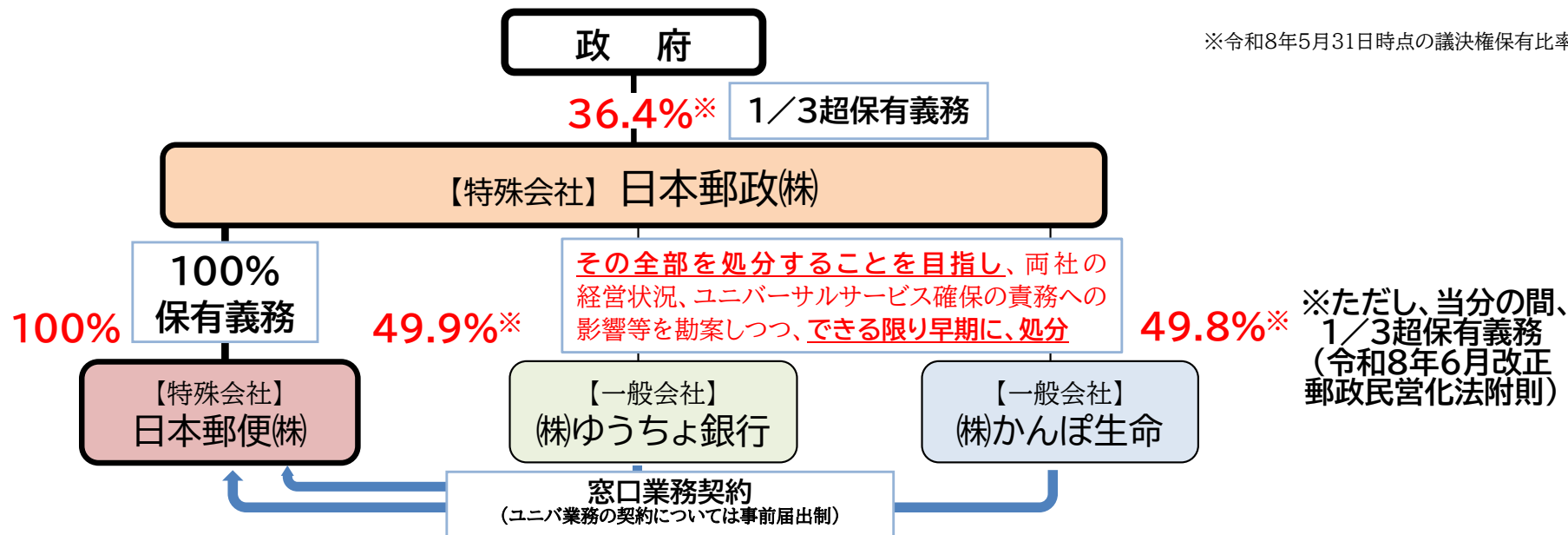
路線バスの廃止キロの推移

(単位: km)

	完全廃止
2014年度	1,590
2015年度	1,312
2016年度	883
2017年度	1,090
2018年度	1,306
2019年度	1,514
2020年度	1,543
2021年度	1,487
2022年度	1,598
2023年度	2,496
2024年度	3,887
計	18,706

出典:国土交通省「令和7年度 交通の動向」

※令和8年5月31日時点の議決権保有比率



(日本郵政(株)・日本郵便(株)が負うユニバーサルサービスの責務)

郵便(郵便の役務)

郵便局であまねく全国において公平に利用できるようにする(法律)ほか、公社化時点のポストの数(約18万本)を維持(法律・省令)

義務的に取り扱うサービス(法律)

- ・第一種(書状等)・第二種(はがき)・第三種(定期刊行物)
- ・第四種(点字郵便物等)・国際郵便・義務的特殊取扱(書留、内容証明等)

料金・配達 の条件

- ①全国均一料金(法律)、
- ②週5日・原則1日1回以上の配達(法律、省令)、
- ③原則4日以内に送達(法律、省令)等

貯金(簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務)

郵便局であまねく全国において公平に利用できるようにする(法律)

義務的に取り扱うサービス(省令・告示)

- ・通常貯金の受入れ
- ・定額・定期貯金の受入れ
- ・為替・払込・振替

保険(簡易に利用できる生命保険の役務)

郵便局であまねく全国において公平に利用できるようにする(法律)

義務的に取り扱うサービス(省令・告示)

- ・普通・特別終身保険の保険募集
- ・普通・特別養老保険の保険募集
- ・上記の満期・生存保険金の支払請求の受理

郵便局ネットワーク

あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置(法律)

具体的には、次の設置基準を設定(省令)

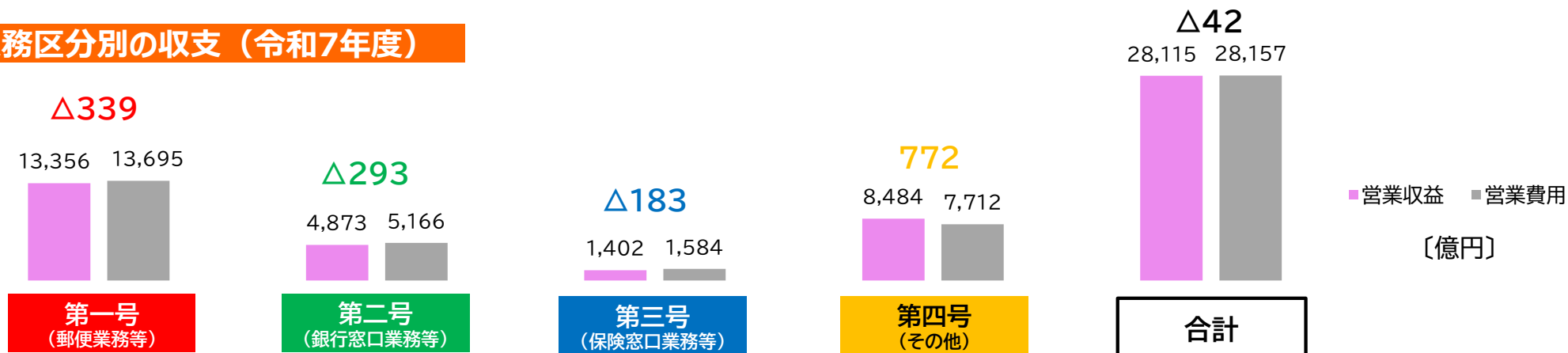
- ① いずれの市町村においても、一以上の郵便局の設置(1,718局以上)
- ② 過疎地においては、改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持(約8,000局)等

現在、計24,112局
(令和8年5月31日時点)

日本郵便(株)(単体)の業務区分別の収支

- 日本郵便(株)(単体)の業務のうち、「郵便業務等(第一号)」が営業収益・営業費用の約半分を占めている。
- 令和6年10月の郵便料金の値上げにより、「郵便業務等(第一号)」の足元の収支は改善しているものの、依然厳しい状況。

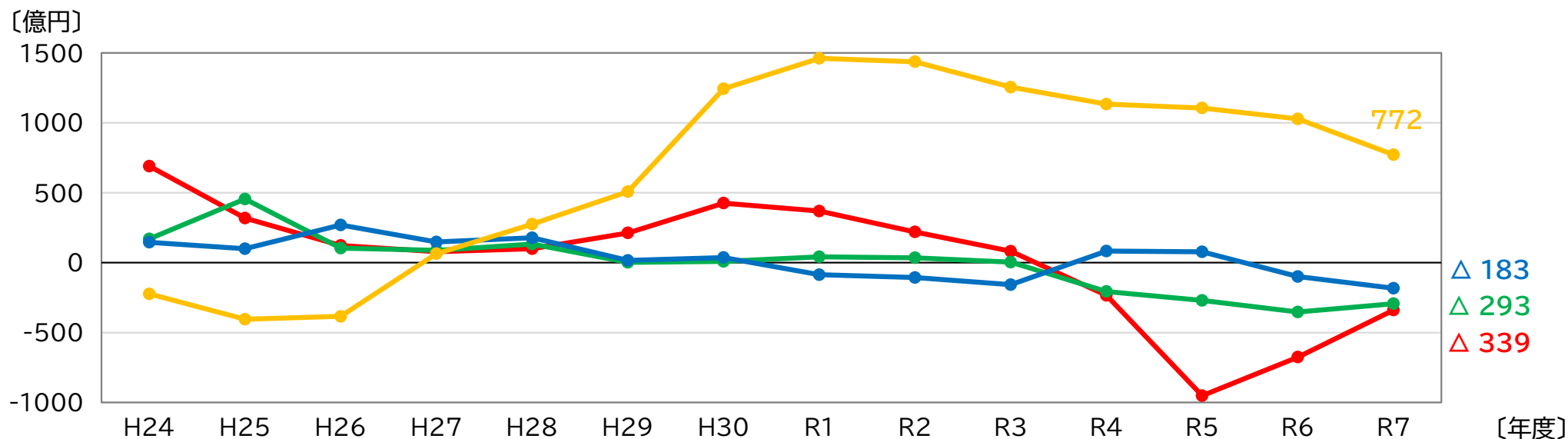
業務区分別の収支 (令和7年度)



第一号: 郵便、印紙の売りさばき業務 等 (印紙の売りさばき業務等が含まれるため、郵便事業収支の数値と異なる。)

第二号: 銀行代理業務のうち、通常貯金、定期貯金、為替 等 **第三号:** 保険業務のうち、終身保険、養老保険の募集 等 **第四号:** 荷物、金融ユニバ外商品、不動産、物販 等

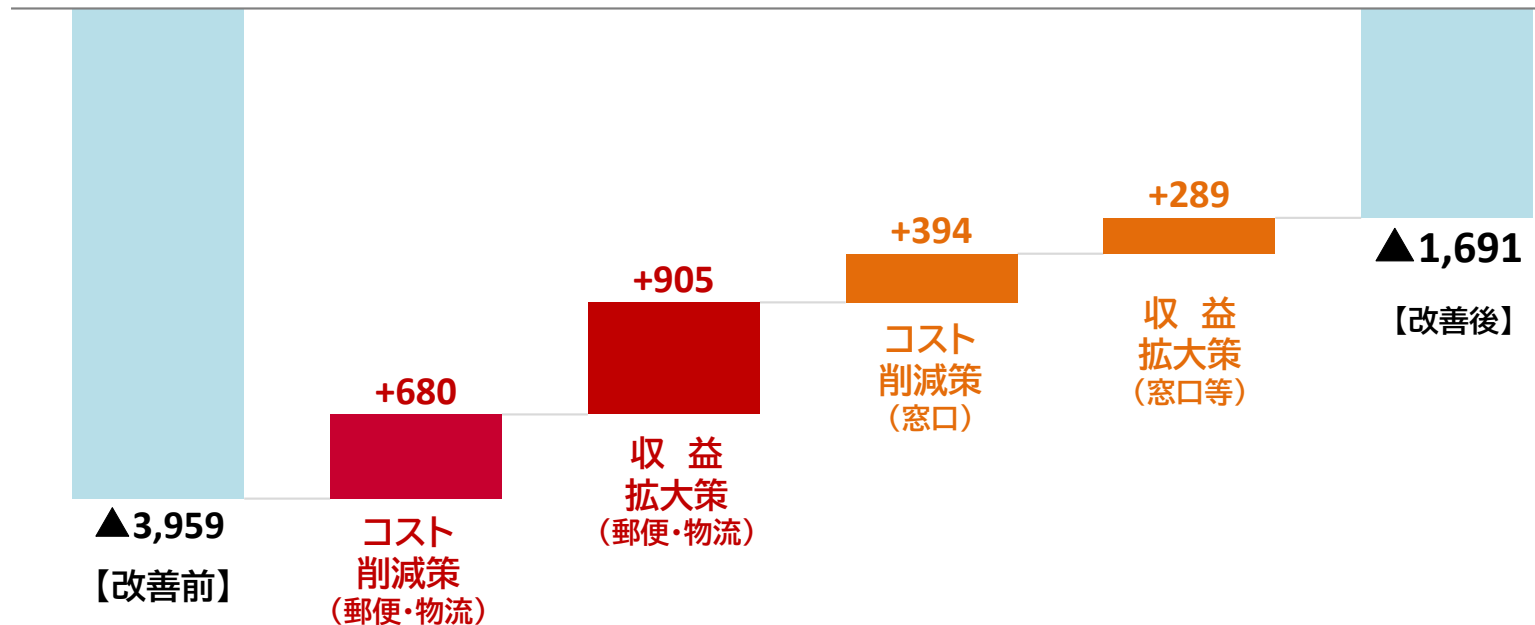
収支の推移



- 日本郵便(株)の令和8事業年度事業計画において、当期純損失(日本郵便(株)単体:▲876億円)を計上する見込み。
- 同計画には、令和10事業年度までに営業利益及び当期純利益を黒字化させるべく、徹底的なコスト削減と収益拡大に取り組むため、令和10事業年度までの3年間の収支改善計画を定め、令和8年5月末までに総務省に報告し、当該計画を着実に実施する旨を記載。
- 令和8年5月15日、日本郵便(株)において、当該収支改善計画を取りまとめ、総務省に報告。また、日本郵政グループの中期経営計画の公表と併せて公表。

損益改善策を踏まえた損益見通し(令和10年度)

単位:億円



徹底的なコスト削減と収益拡大の取組を行ってもなお、1,691億円の赤字が見込まれるため、郵便料金の見直し等についても検討。
 (仮に第一種定形郵便物の料金を20円値上げする等、前回と同規模の改定を行った場合、令和10年度に1,981億円の改善効果を見込む。)

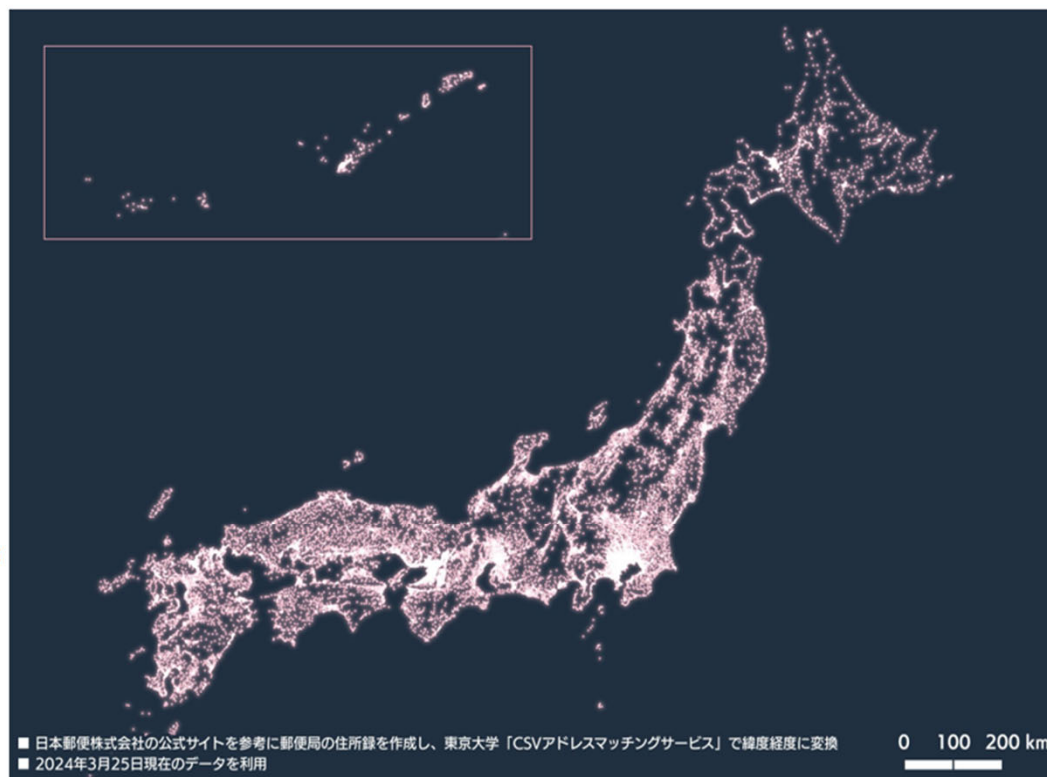
- 郵便局は、全国に24,112局設置。
- 日本郵便株式会社法により、日本郵便(株)は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない責務を負っている。また、省令により、いずれの市町村においても、一以上の郵便局を設置しなければならず、過疎地においては、改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする責務を負っている。(日本郵便株式会社法第6条、日本郵便株式会社法施行規則第4条第1項、第2項)

【郵便局数の推移】（単位：局。下段（ ）書きは、対前年同月増減数）

	H19.10.1 (民営化時)	H24.10.1 (統合時)	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末	R7.3末	R8.3末	R8.5末
計	24,540	24,537	24,311 (▲30)	24,284 (▲27)	24,251 (▲33)	24,223 (▲28)	24,185 (▲38)	24,115 (▲70)	24,112
直営郵便局	20,241	20,240	20,148 (▲2)	20,145 (▲3)	20,142 (▲3)	20,143 (1)	20,133 (▲10)	20,093 (▲40)	20,090
簡易郵便局	4,299	4,297	4,163 (▲28)	4,139 (▲24)	4,109 (▲30)	4,080 (▲29)	4,052 (▲28)	4,022 (▲30)	4,022
うち一時 閉鎖局	417	240	421 (45)	463 (42)	520 (57)	589 (69)	603 (14)	649 (46)	669

1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。
2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

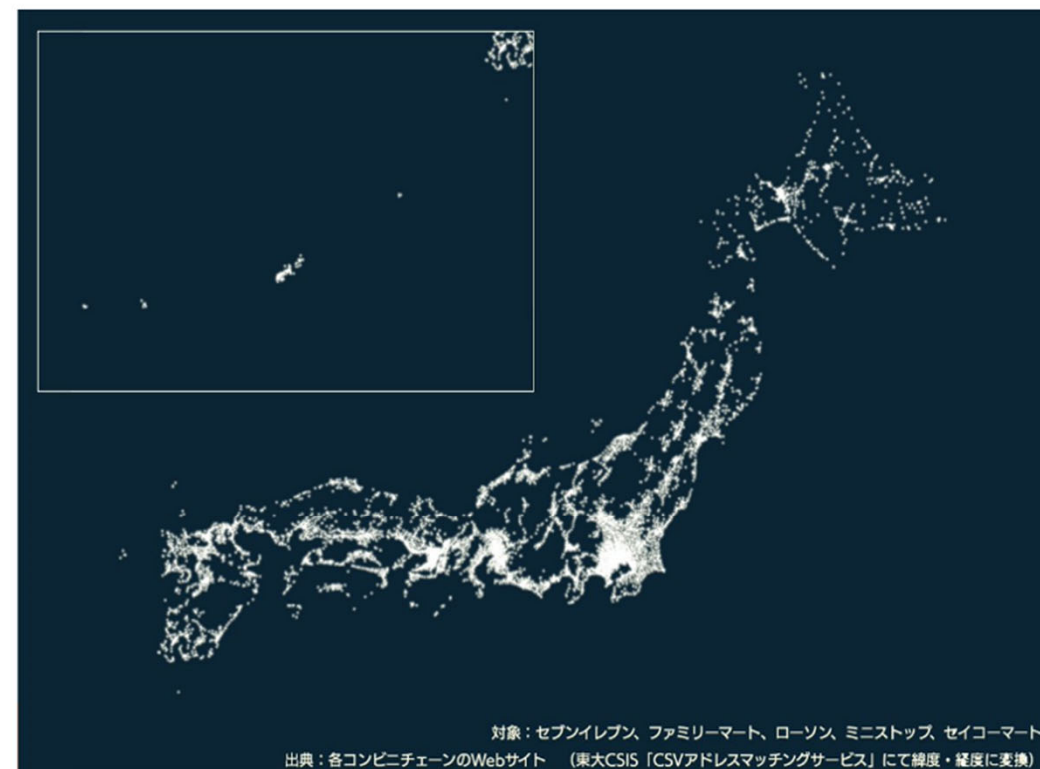
郵便局の分布図



<参考:令和7年3月末現在の局数>

24,185局

主要コンビニチェーンの分布図



<参考:令和4年3月末現在の店舗数>

セブンイレブン	21,301軒
ファミリーマート	16,571軒
ローソン	14,664軒
ミニストップ	1,958軒
セイコーマート	1,178軒

出典: 地図作者にゃんこそば(@ShinagawaJP)さん

※にゃんこそば著「ビジュアルでわかる日本-データに隠された真実-」(2023年発行)をもとに作成

郵便局ネットワークの状況

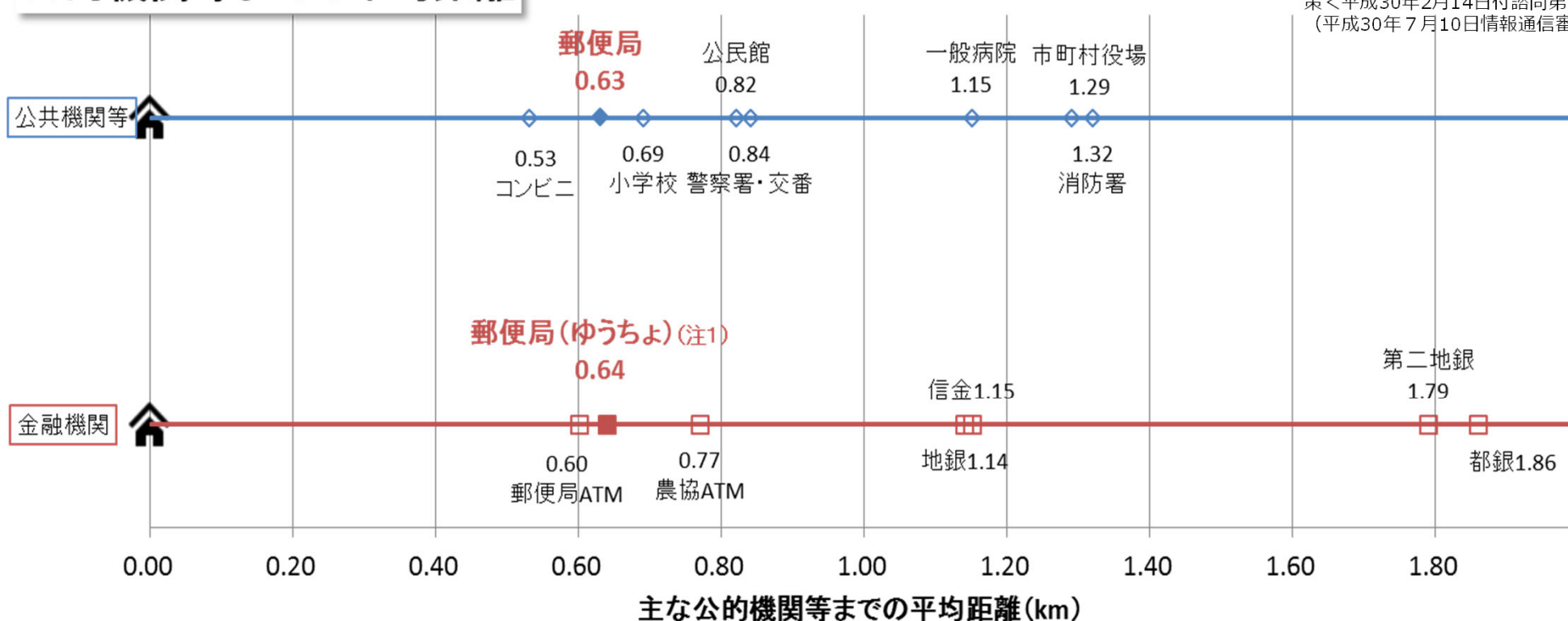
郵便局は、郵便だけではなく、貯金・保険サービスについても、利用者から見て、最も身近な窓口機関の一つとして長く親しまれてきた。

○ 郵便局への平均距離は、630mであり、小学校よりも近い。

※ 主な公的機関等までの平均距離

コンビニ:530m 小学校:690m 警察署・交番:840m 国内銀行:860m 市町村役場:1.29km

公的機関等までの平均距離

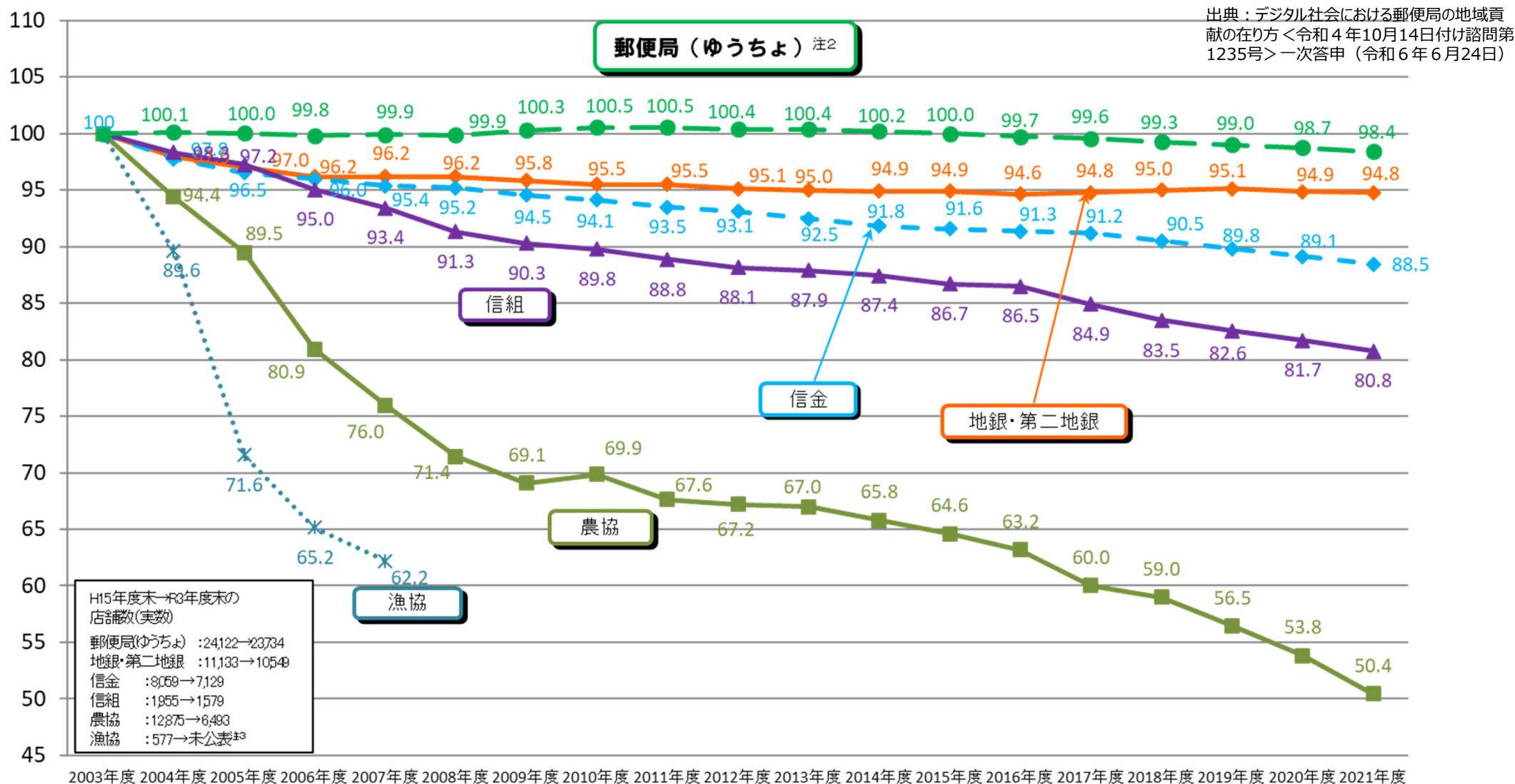


注1：「郵便局（ゆうちょ）」とは、銀行代理業の窓口がある郵便局（簡易郵便局を含む）及びゆうちょ銀行の本支店・出張所を指す。

注2：各機関までの平均距離は、各機関の圏内（日本の可住地面積（総面積－（林野面積＋主要湖沼面積））÷該当機関の設置数）を円と仮定し、その半径の1/2として算定した全国平均値。

（出典：社会生活統計指標2017（総務省統計局）、国土数値情報（国交省）、国税ウェブサイト、日本年金機構ウェブサイト、平成28年度決算全国銀行財務諸表分析（全銀協）、ゆうちょ銀行ディスクロージャー2017、総合農協統計表（農水省）等）

○ 平成15年度末と比べる^{注1}と、**郵便局（ゆうちょ）の店舗数が微減であるのに対し、第二地銀・信金・信組・農協は店舗数を大きく減らしている。**



注1) 2003年度の店舗数を100として、その推移を指数化して比較したもの。

注2) 「郵便局(ゆうちょ)」とは、銀行代理業の窓口がある郵便局(簡易郵便局を含む)及びゆうちょ銀行の本支店・出張所を指す。

注3) 2008年度以降の漁協の店舗数は公表されていない。

出典：ディスクロージャー誌(ゆうちょ銀行)、全国銀行財務諸表分析(全銀協)、信用金庫概況(信金中金総合研究所)、信用組合業界概況(全国信用組合中央協会)、JAバンク会員数等の推移(JAバンク)

本社

支社（13支社）

単独マネジメント局
（約1,200局、
社員数:400～1,000人/局）

局長



局長



局長



エリアマネジメント局
（約19,000局、社員数:2～10人/局）

地区統括局長（238局）

部会長（1,602局）

副部会長



部会

部会

部会

地区連絡会

※市区町村ごとに地方公共団体担当局長を選定

・単独マネジメント局

日本郵便株式会社の直営郵便局のうち、単独で営業目標の設定等が行われる比較的規模が大きい郵便局（約1,200局）。

窓口機能と郵便物流機能を持つ局が多い。

・エリアマネジメント局

日本郵便株式会社の直営郵便局のうち、比較的規模が小さく、同社内において地域の複数局によるグループ単位で営業目標の設定等が行われる郵便局（約19,000局）。

窓口機能のみを持つ局が多い。

・簡易郵便局

日本郵便株式会社と業務委託契約を締結した受託者が経営する郵便局（約4,000局）。

	直営郵便局 (日本郵便が施設を確保し、社員を配置して、郵便窓口業務等を運営しているもの。)	簡易郵便局 (日本郵便が第三者に郵便窓口業務等を委託しているもの。)
営業日時	月～金 郵便 9時～17時 貯金・保険 9時～16時 (規模等によって、時間外・土日祝日営業有)	月～金 郵便 9時～17時 貯金・保険 9時～16時 (取扱状況等により上記と異なる場合有)
取扱業務	・ 郵便、貯金、保険の全業務 ・ ATMが設置されている	・ 郵便、貯金、保険のうち利用が少ないもの等、一部を除いた業務 ・ ATMが設置されていない場合がほとんど
業務の取扱者	日本郵便株式会社の社員	簡易郵便局の受託者(約9割が個人)
人員配置	2人以上	1人以上
施設	日本郵便株式会社が所有 又は借入により確保	受託者が確保

- 日本郵政グループは、令和8(2026)～令和10(2028)年度の3年間の主要な戦略をまとめた「中期経営計画」を策定。
令和8年5月15日公表。

3つの重点戦略

1 ユニバーサルサービスの持続的な提供に向けた事業構造の見直し

○ 郵便・物流事業の構造改革

- ・集配拠点の集約(約500)による業務効率化
 - ・AIの活用、業務量に応じた配達エリア設定等、生産性向上による要員配置の適正化
 - ・郵便サービスの改善、郵便商品の魅力向上による郵便物数減の抑制
- ※その上で、郵便サービス料金の見直しを検討、また、サービス水準の見直しを要望

○ 郵便局窓口事業の構造改革

- ・地域事情に応じた柔軟な運営体制の構築(昼休止・半日営業等の営業時間の弾力化 等)
- ・生活サポートサービスの展開(地域のニーズに応じた自治体連携事業や買い物支援 等)

2 成長領域での利益成長による企業価値向上

○ 総合金融サービスの推進

- ・多様なニーズに応える商品・サービスの充実
- ・アプリ、リモート接客等の顧客との接点の充実
- ・来客誘致再開、顧客本位の業務運営の徹底 等

○ 不動産事業の拡大

- ・賃貸事業を基盤としつつ、分譲・回転型事業へ事業領域を拡大し、将来的に総合デベロッパーとして業界トップ10入りを目指す
- ・グループ保有不動産の更なる開発事業化 等

○ 総合物流企業への転換

- ・M&Aや資本業務提携等を活用し、ラストワンマイルに加えて国内外の企業間物流を強化
- ・サービスレベル改善等による荷物収益拡大 等

3 グループ経営基盤の強化

○ DXの推進

- ・AI等を活用した顧客・従業員体験の向上
- ・ゆうIDを通じた手続きのワンストップサービス等、グループ体系的なサービスの提供 等

○ 人的資本戦略の推進

- ・職務・役割を基軸とした新人事制度の確立 等

○ ガバナンス体制の強化

- ・郵便局の実態把握や支援を目的とした新組織設置等、ガバナンス強化に向けた組織・機構改革
- ・全社員参加型ミーティングの実施等、組織風土改革・人材育成・意識浸透に向けた取組の実施 等

○ 資本政策の高度化

- ・株主還元の強化、各事業分野への投資 等

地域インフラ、生活サポート拠点としての役割を発揮

ニーズやライフステージに応じて暮らしを支えるサービスを提供

地域・お客さまからの「信頼」の基盤を強化

「長期的に目指す姿」を実現するための、重点戦略と連動した経営上の最重要課題

長期的に目指す姿
(10～15年後)

共創プラットフォームを総合物流、総合金融、生活サポートの3つの機能に深化することに加え、不動産事業及び各グループ横断的サービスの提供を通じて、日本郵政グループの更なる魅力・価値を創出。

2. 郵便局を活用した地域を支えるサービスの現状

- 日本郵便(株)は、目的達成業務として、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等を営むことができる」とされている。(日本郵便株式会社法第4条第2項、第3項)

郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等

郵便局事務取扱法に係る業務

自治体のニーズに応じて実施

- ・戸籍・除籍の謄本等の交付
- ・(地方税の)納税証明書の交付
- ・住民票の写し等の交付
- ・転出届の受付、転出証明書の引渡し
- ・マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等
- ・マイナンバーカードの交付申請の受付等
- ・印鑑登録証明書の交付

等

* 自治体からの受託により実施

全国の郵便局で広く実施

- ・マイナンバーカードの申請支援(申請書作成・顔写真撮影の支援、受取方法説明等)
- ・プレミアム付商品券の販売
- ・高齢者のみまもりサービス(訪問や電話による生活状況確認等)
- ・空き家の維持管理支援(物件の外観や戸締りの確認、写真撮影等)
- ・終活支援(相続や老後の備え等相談内容に応じて専門家を紹介)

等

地域のニーズに応じて実施

- ・オンライン診療
(空きスペースで医療機関・薬局とWeb会議を用いたオンライン診療・服薬指導)
- ・集落支援員活動
(郵便局員が「集落支援員」として集落点検や集落での話し合いの促進等)
- ・空き家調査
(郵便局員が自治体の示す調査項目に応じた調査、調査情報のデジタル化)
- ・地域特産品の生産・販売
- ・買い物物支援
(地域拠点へのネットスーパー商品の配送)
- ・スマートスピーカーを活用した高齢者のみまもりサービス
- ・郵便局スペースの防災倉庫としての活用、防災物品の運送

等

* 自治体だけでなく、法人や個人からの受託も含む

※ 一部地域で実証・試行している取組もある(「郵便局の配達車両を活用したスマート水道検針事務」等)。

<自治体からの受託事務件数(R8.6末現在)>

	自治体事務受託(合計)	
	郵便局事務取扱法に基づく受託事務	
自治体数	218	467
郵便局数	734	6,068

郵便局での自治体窓口業務等の取扱い

○ 人口減少が進む日本の地域社会において、自治体の支所・出張所の統廃合が見られる中、地域の実情やニーズに合わせた郵便局の取組への期待が大きくなっている。

○ こうした中、郵便局で自治体が発行する証明書(住民票の写し等)の交付に加え、地方分権の更なる推進や、マイナンバーカードの一層の普及促進のため、令和3年及び令和5年に郵便局事務取扱法※を改正。

※地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律。受託には予め、①日本郵便(株)に協議、②地方公共団体の議会の議決が必要。

○ このほか、郵便局では様々な自治体窓口事務を取り扱っており、その合計は、**467自治体・6,068郵便局**(令和8年6月末現在)。

(1) 郵便局事務取扱法に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和8年6月末)	
	自治体数	郵便局数
郵便局事務取扱法に基づく受託事務(合計)	218	734

① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付

② (地方税の)納税証明書の交付

③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付

④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付

⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し※¹

⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等※¹

⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等※¹

⑧ マイナンバーカードの交付、記録事項の変更、紛失届の受付、返納※²
(市町村長がビデオ会議システムを用いて本人確認の措置を行う場合における必要な連絡等を含む。)

⑨ 印鑑登録証明書の交付

⑩ 印鑑登録の廃止申請の受付※¹

※¹ 令和3年5月の法改正により追加。

※² 令和5年6月の法改正により追加。

(2) 法令に基づく各種制度((1)を除く)に係る事務のうち郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和8年6月末)	
	自治体数	郵便局数
国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付等、児童手当の各種請求書・届出書の受付等	41	134

(3) 自治体が独自に郵便局に委託している事務

事務内容	取扱状況(令和8年6月末)	
	自治体数	郵便局数
マイナンバーカードの申請支援、バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売等	363	5,721

(4) 自治体事務受託合計((1)+(2)+(3)(重複を除く))

事務内容	取扱状況(令和8年3月末)	
	自治体数	郵便局数
自治体事務受託(合計)	467	6,068



長野県泰阜村(左図)、
栃木県日光市(右図)
における自治体事務の受託

○ 郵便局事務取扱法（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）は、住民の利便の増進と地方公共団体の組織及び運営の合理化を図ることを目的として、地方公共団体が指定した郵便局に委託できる事務を定めている。

【第1条】

○ 地方公共団体は、議会の議決を経て、一定の基準に適合する郵便局を指定し、以下の事務を取り扱わせることができる。

【第2条・第3条】

1 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付の請求の受付及び引渡し

2 （地方税の）納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し

3 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し

4 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引渡し

R3追加 5 転出届の受付、転出証明書の引渡し

R3追加 6 マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等

R3追加 7 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等

R5追加 8 マイナンバーカードの交付・更新の申請の受付等

9 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

R3追加 10 印鑑登録の廃止申請の受付

○ これらの事務の適正かつ確実な執行を確保するため、以下の措置について法律に規定している。

① 地方公共団体の長が必要と認める場合の郵便局に対する報告請求・指示 【第4条】

② 日本郵便株式会社による情報の目的外利用防止のための措置 【第5条】

③ 事務取扱郵便局職員の秘密保持義務及び罰則の適用（みなし公務員） 【第6条】

- 地方公共団体は、議会の議決を経て、一定の基準（※）に適合する郵便局を指定し、以下の事務を取り扱わせることができる。【第2条・第3条】
- ・ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等（令和3年追加）

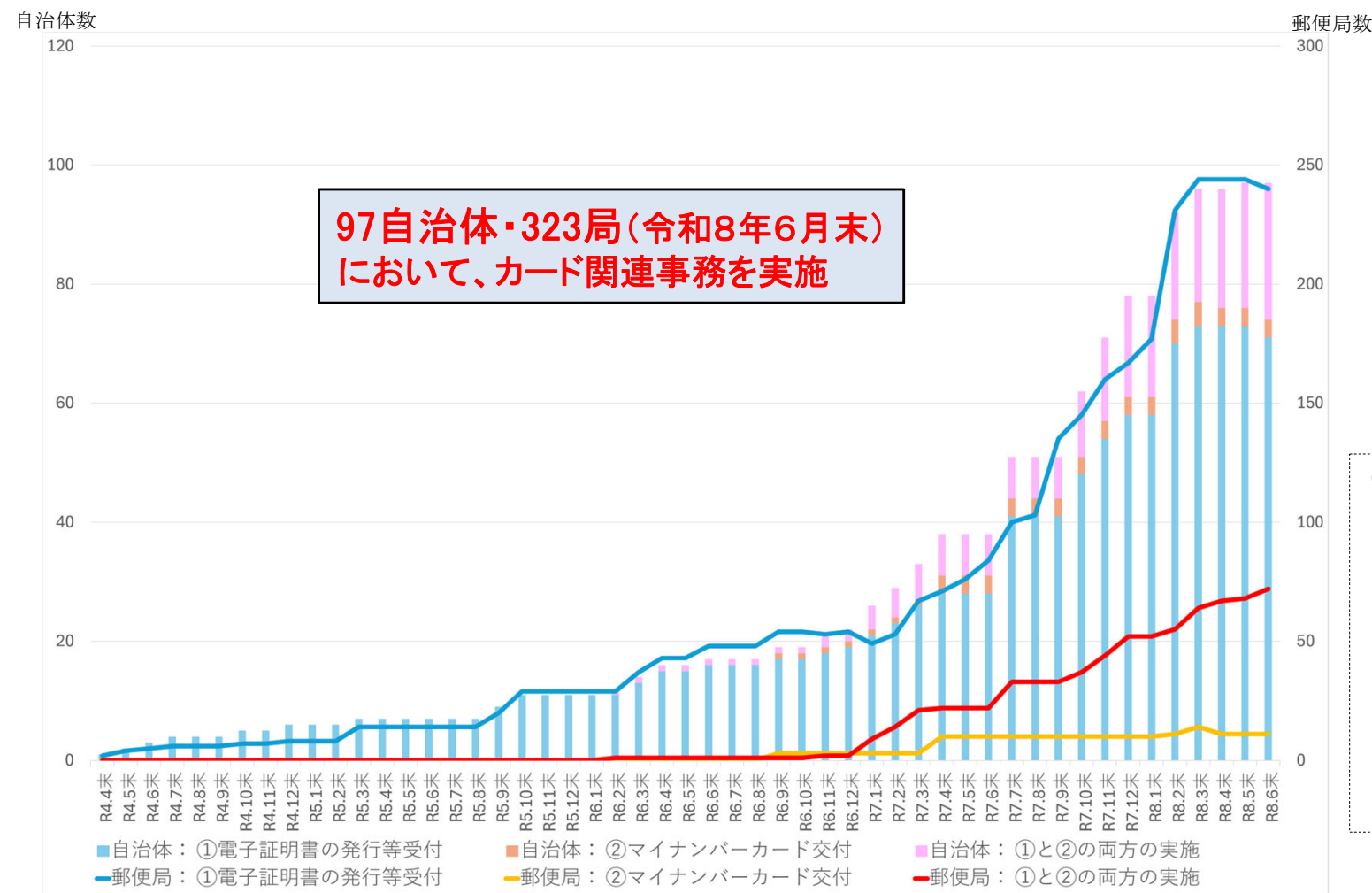
・ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等（令和3年追加）

・ マイナンバーカードの交付・更新の申請の受付等（令和5年追加）

①

②
- ※ 適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること等が条件

(参考) 郵便局によるマイナンバーカード関連事務の受託の状況



(内訳) 令和8年6月末現在

	自治体	郵便局
①のみ実施	71自治体	240局
②のみ実施	3自治体	11局
①と②を実施	23自治体	72局
合計	97自治体	323局

①電子証明書の発行申請の受付等事務
②マイナンバーカード交付申請の受付等事務

マイナンバーカード関連事務の郵便局委託の推進

- ・ 今後、電子証明書等の更新が増加することを踏まえ、市町村への意向調査等を通じた市町村と郵便局とのマッチング支援を行うことなどを通じ、郵便局への委託の拡大に向け取組を実施。

郵便局を活用したオンライン診療の委託の推進

- ・ 無医地区などのへき地において、郵便局内の応接室や局内に設置した診療ブースを活用した、オンライン診療やオンライン服薬指導の取組が進むよう取組を実施。

中山間地域対策における地方農政局等との連携の推進

- ・ 中山間地域では、人口減少・高齢化により農業生産活動の継続や集落機能の維持に課題を抱えており、課題解決策の1つとして、営農広域組織の事務局業務の一部を郵便局が担うなどの取組を実施。

その他

- ・ 防災分野における郵便局の取組

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業（民間金融機関等）が撤退する地域も増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

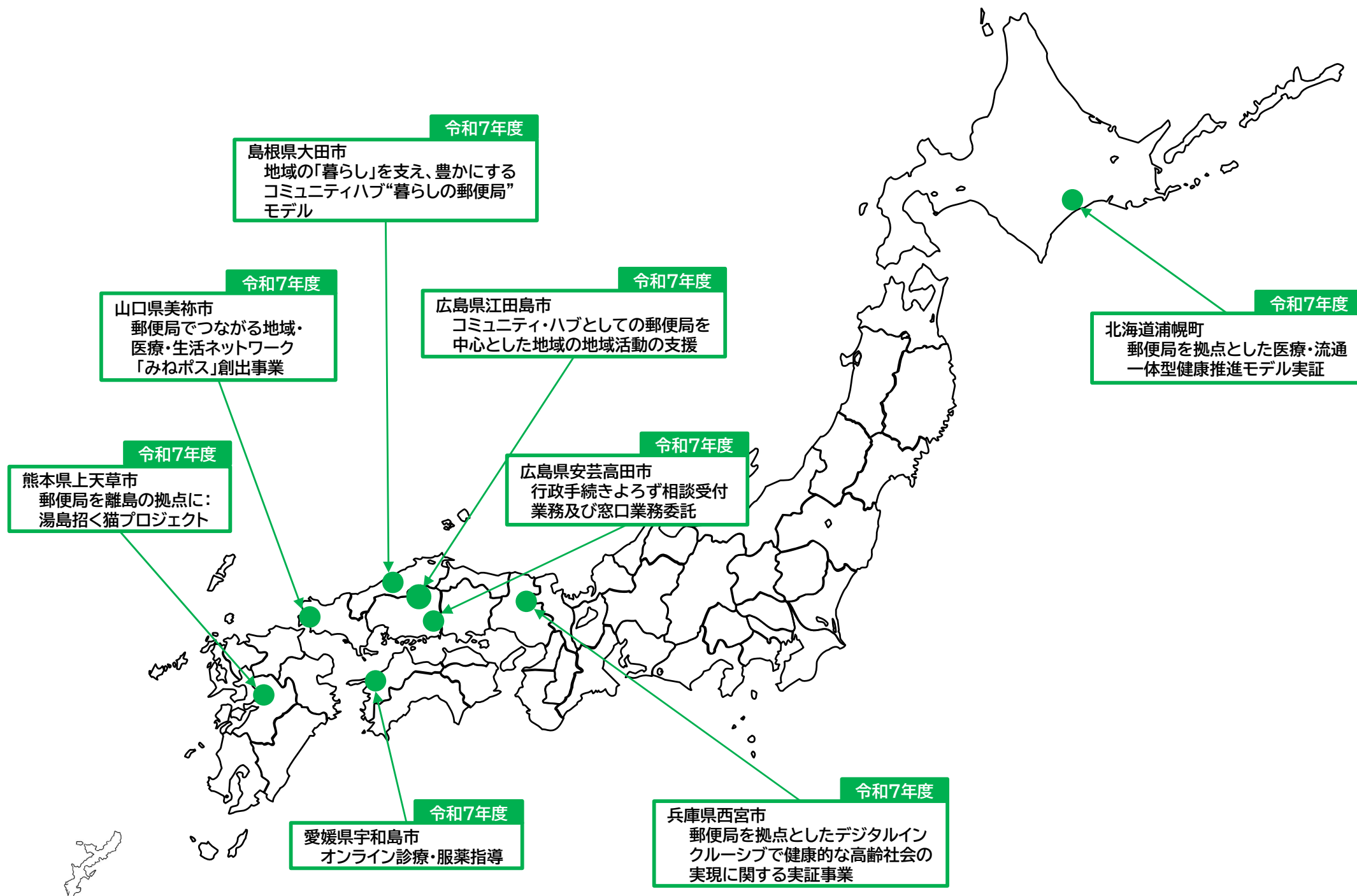
法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



令和9年度要求額 1.9億円（令和8年度予算額 1.7億円）



地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第2節 豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進

ウ. 地域の暮らしの満足感向上

n. 持続可能なまちづくり

（1）地域住民等が主導した地域の拠点形成及び拠点の運営体制構築の推進

③デジタルとアナログのタッチポイントの機能を見据えた地域の持続性の確保に向けたコミュニティ・ハブとしての郵便局の利活用の推進
[施策推進の工程]

・郵便局をコミュニティ・ハブとして活用する実証において、毎年度効果や課題の把握を行いながら事例の創出等を図り、郵便局の利活用を推進する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日閣議決定）

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

（7）デジタル・AIへの受容性の向上

② デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保

人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、全国約24,000局ある有人拠点であり地域住民からの信頼が厚く、金融窓口機能を有する郵便局ネットワークを活用し、自治体や医療・小売サービスの提供事業者など地域に必要なサービスの提供主体と連携して、オンライン診療、ネットスーパー等と連携した買い物支援、オンライン行政相談、行政手続のオンライン化を踏まえたサポート等、デジタル技術と組み合わせ、郵便局を新たな行政・生活支援サービスの一元的な提供拠点として活用を進め、地域のコミュニティ・ハブとしての郵便局を通じた地域連携に係る実証事業を実施し、自治体等の業務効率化及び地域住民の利便性向上に貢献する。

第2 重点政策一覧

【7-2】デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保

人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、全国約24,000局ある有人拠点であり地域住民からの信頼が厚く、金融窓口機能を有する郵便局ネットワークを活用し、自治体や医療・小売サービスの提供事業者など地域に必要なサービスの提供主体と連携して、オンライン診療、ネットスーパー等と連携した買い物支援、オンライン行政相談、行政手続のオンライン化を踏まえたサポート等、デジタル技術と組み合わせ、郵便局を新たな行政・生活支援サービスの一元的な提供拠点として活用を進め、地域のコミュニティ・ハブとしての郵便局を通じた地域連携に係る実証事業を実施し、自治体等の業務効率化や地域住民の利便性向上に貢献する。

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等※¹に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地※²に所在する郵便局等に委託する市町村

※¹ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

※² 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）。

2. 対象経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※ 別に財政措置されているものを除く。

（具体的な対象事業の範囲（例））

○ 行政サービス（市町村への申請サポート、オンライン相談等）

システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費

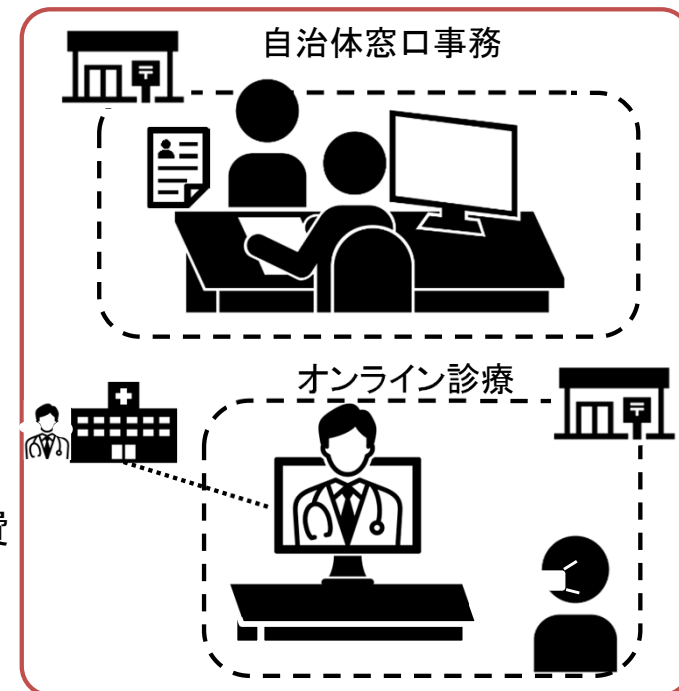
○ 住民生活支援サービス

・ 買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費

・ オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

3. 地方財政措置

特別交付税措置（措置率0.5）



3. 郵政民営化法等の一部を改正する法律 (令和8年法律第50号)の概要

1 自助努力による経営効率化等に向けた取組の義務付け

- (1) 日本郵便に対して、デジタル技術活用等の業務効率化に向けた取組を義務付け 【郵便会社法】
日本郵便に対して、AI等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善など業務効率化を義務付け。
- (2) 日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け 【郵便会社法】
日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け。
- (3) 事業計画への経営の適正・効率的実施の方針の追加 【郵便会社法】
日本郵便の策定する事業計画に記載すべき事項として経営の適正・効率的な実施に係る方針を追加。

2 郵政三事業のユニバーサルサービスの確保

- (1) ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の処分の見直し 【民営化法】
日本郵政に、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の1/3超の保有を義務付け。
- (2) 銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の認可 【郵便会社法】
日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約について、届出制から認可制に変更。
- (3) 日本郵政と日本郵便・関連銀行・関連保険会社との協議 【郵政会社法】
日本郵政は、ユニバーサルサービスの責務を果たすため、日本郵便・関連銀行・関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができ、総務大臣は、協議に関し、必要な助言ができる旨を規定。

3 郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援

- (1) 基盤的サービス提供業務の本来業務化 【郵便会社法】
日本郵便が他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う本来業務として、基盤的サービス提供業務*を追加。
* (i)委託を受けて、(ii)郵便の業務・銀行窓口業務・保険窓口業務に係る経営資源を活用して行う、(iii)公共サービスその他の地域住民が日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスの提供に係る業務。
- (2) 地域貢献業務の実施、地域貢献基金の設置 【郵政会社法・郵便会社法】
① 日本郵便による本来業務の遂行に支障のない範囲内での地域貢献業務*の実施の努力義務を規定。
* 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便以外の者による実施が困難であると認められるもの。
② 日本郵政に、地域貢献業務の費用の一部に充てるため、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の売却益等を原資とする地域貢献基金の設置を義務付け。
- (3) 郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資する交付金の拡充 【郵政会社法・機構法】
① 郵政管理・支援機構は、条件不利地域を含む全国の郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に向けて、日本郵便に対し、郵便局ネットワークの維持・活用に要する費用の一部に充てるための新たな交付金を交付する旨を規定。
② ①の新たな交付金の財源は、次のア・イとする旨を規定。
ア 政府保有の日本郵政株への配当を減額した額に相当する額の日本郵政からの拠出金
※政府保有一株当たりの配当は、政府以外保有一株当たりの配当に政令で定める割合を乗じた額とする。
イ 前事業年度に権利消滅した旧郵便貯金の合計額の一部の郵便貯金勘定からの繰入れ

※ 郵政民営化法【民営化法】・日本郵政株式会社法【郵政会社法】・日本郵便株式会社法【郵便会社法】・独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法【機構法】の改正

検討条項

- (1) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分してもユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて検討し、2(1)を見直し。 【民営化法】
- (2) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、移行期間中のゆうちょ銀行・かんぽ生命の業務に関する規制(上乗せ規制)の在り方について検討。 【民営化法】
- (3) 政府は、公布後2年を目途として、日本郵政と日本郵便の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方等について検討。 【改正法附則】
- (4) 政府は、公布後2年を目途として、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策について検討。 【改正法附則】

※ 施行期日：公布の日(令和8年6月25日)から6月以内(ただし、2(1)及び検討条項は公布日、3(3)は令和9年4月1日)

現行

本来業務 (4条1項)

日本郵便(株)の目的達成のために営む業務

- ◆ 郵便業務、銀行窓口業務、保険窓口業務 等

目的達成業務 (4条2項)

日本郵便(株)の目的達成のために営むことができる業務

◆ 郵便局事務取扱法に係る業務

- 例) ・住民票の写し等の交付
・マイナンバーカードの交付

◆ 利便増進業務

- 例) ・自治体からの委託を受けて行うオンライン診療サポート
・住民から依頼を受けて行う高齢者みまもりサービス

目的外業務 (4条3項)

本来業務や目的達成業務の遂行に支障のない範囲で営むことができる業務

- 例) ・鉄道事業者からの委託を受けて行う駅窓口業務
・デジタルコンテンツの販売

郵政民営化法等の一部改正法による改正後

本来業務 (4条1項)

日本郵便(株)の目的達成のために営む業務

- ◆ 郵便業務、銀行窓口業務、保険窓口業務 等

◆ 郵便局事務取扱法に係る業務

- 例) 住民票の写し等の交付
マイナンバーカードの交付

◆ 基盤的サービス提供業務

新設

国・地方公共団体・基盤的サービス提供事業者の委託を受け、実施する業務

- 例) ・自治体からの委託を受けて行うオンライン診療サポート
・鉄道事業者からの委託を受けて行う駅窓口業務

目的達成業務 (4条2項)

日本郵便(株)の目的達成のために営むことができる業務

◆ 利便増進業務

地域貢献業務

利便増進業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便(株)以外の者による実施が困難であると認められるもの

- 例) 住民から依頼を受けて行う高齢者みまもりサービス

目的外業務 (4条3項)

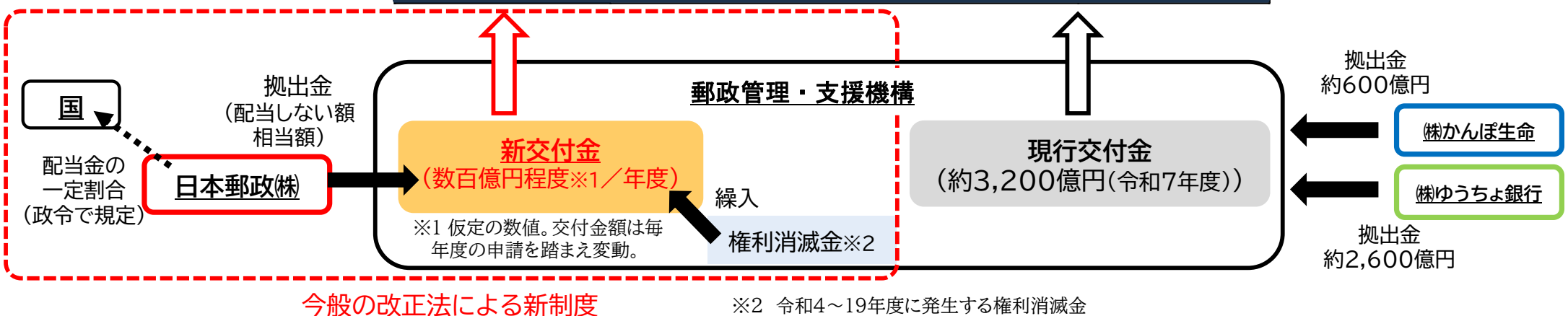
本来業務や目的達成業務の遂行に支障のない範囲で営むことができる業務

- 例) ・デジタルコンテンツの販売

- 郵政事業のユニバーサルサービスの安定的・継続的な提供を確保するため、平成30年6月「交付金・拠出金制度」を創設※。
平成31年4月より運用開始。※独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)
- 現行の交付金制度は、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、不可欠な費用を、郵便・貯金・保険の各窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分し、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命に係る額について、(独)郵政管理・支援機構が徴収し(拠出金)、日本郵便(株)に交付する(交付金)仕組み。 ➡ **貯金・保険の窓口業務を対象**
- また、令和8年の郵政民営化法等改正法により、郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資するよう拡充。

交付金制度の概要

郵便局窓口事業に係る費用 約8,500億円(令和7年度)
(ユニバーサルサービスに係る費用に限る。)



4. 今後の進め方

- 次回第21回会合で、郵便局を活用した地域を支える取組の全体像、現状や郵政民営化法等の一部改正を受けた日本郵便の考え方、今後の取組方針等について、日本郵便㈱にヒアリングを実施。
- 次々回第22回会合以降は、地方公共団体をはじめ、多様な関係者から、郵便局へのニーズや期待についてヒアリングを実施。
- 令和9年春頃の論点整理を経て、同年夏頃をめどにとりまとめを行う。

